

第 10 回滋賀県自治創造会議 次第

日時：平成 23 年(2011 年)11 月 8 日(火) 14 時～
場所：近江八幡市 安土コミュニティー防災センター

1 開 会

2 懇 談

- テーマ 1 「関西広域連合について」
- テーマ 2 「「びわこ学園」入所施設にかかる重症心身
障がい児特別加算費の継続について」
- テーマ 3 「滋賀県における原子力安全対策について」

3 閉 会

※次回会議の開催予定日：平成 24 年 2 月 14 日(火) 14 時～

懇談テーマの趣旨(概要)

テーマ1「関西広域連合について」		※アンケート整理番号1
【提案】 大津市	<p>〔関西広域連合への参加について〕</p> <p>関西広域連合については、滋賀県の参加の趣旨が十分に県内各市町の理解を得られていない現状にあるなかで、現在、国の出先機関の移譲の受け皿としての考えが示されている。</p> <p>過日、滋賀県市長会として県知事あて提出した、「平成24年度滋賀県予算施策に対する要望」においても、最重点要望事項の一つとして知事に強く要望したところであるが、県は、当初に行なわれていなかった関西広域連合の設立趣旨等についての説明を各市町長に対し十分行ない、その内容について各市町長が理解納得したうえで、協議により参加の是非を改めて決定すべきであると考え。</p> <p>なお、協議にあたっては、県の役割を明確に示されたうえで、県と市町とのあり方、あるいは関西広域連合の各市町への影響を十分協議し、関西広域連合に求める姿を明らかにしていく必要があると考え。</p>	
【提案】 県	<p>〔地方分権・地域主権改革の推進と関西広域連合の取組について〕</p> <p>地方分権・地域主権改革は、地域のことは地域で決めることができる分権型社会の実現に向けた重要な改革である。</p> <p>昨年6月の「地域主権戦略大綱」の閣議決定や、今年度の一括法の制定等を受け、本県では、県から市町への権限移譲や義務づけ・枠付けの見直しや、国出先機関の原則廃止に向けた検討等を行っているところ。</p> <p>また、関西広域連合では、防災や観光、産業振興等7つの分野などについて府県境を越える広域課題に取り組むほか、国出先機関の原則廃止に向けて、まず、「経済産業局」「地方整備局」「地方環境事務所」の3機関の丸ごと移管を進めている。</p> <p>これらの取組は、市町と県の役割分担など地方自治のあり方に関わるものであり、市町と県の双方が協力しながら進めていく必要があることから意見交換を行いたい。</p>	

テーマ2「「びわこ学園」入所施設にかかる重症心身障がい児特別加算費の継続
について」

※アンケート整理番号3

県において制度化されている、心身障がい児への処遇改善を図るため施設に対して支払われる重症心身障がい児特別加算費について、改正法の施行に伴う制度改革後(事業主体が県から市町に)においても継続されたい。

【経緯】

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(いわゆる つなぎ法)」により、児童福祉法の一部が改正された。

【内容】(平成24年4月1日施行)

18歳以上の者(加齢児)は、障害者自立支援法に基づく施策(療養介護等)で対応することになり、市町が援護の実施者となる。(18歳以上の者への対応の統一)

【課題】

これまで県は、びわこ学園に対し入所者1人あたり月68,000円の「特別加算」を設け、1対1の職員配置による入所者への処遇の向上などを支援してきたところであるが、今般の法改正により18歳以上(「者」)の援護の実施者は市町となり、県の特別加算対象からはずれることとなる。

一方、びわこ学園の入所者の大半(95%)は「者」であり、これにかかる「特別加算」相当額の収入減は、びわこ学園の運営を危うくするものである。

※ 10月3日(月)開催:「市町障害福祉主管課長会議」 県障害者自立支援課作成資料より

【提案】
長浜市

【長浜市の考え方】

法改正により援護の実施者が変更されても、重症心身障がい児(者)に対する施策は、広域的に取り組む課題として推進されるべきである。

「びわこ学園」に入所されている重症心身障がい児(者)への支援については、これまでから県の施策として独自に取り組んでこられたものであり、法改正に関わらず、その姿勢を継続するべきと考えます。

■「特別加算」の制度設計

仮に市町が同様の特別加算を実施することとしても、加算対象、加算の額等、根拠を整理する必要があり市町間の考え方の整理等に時間を要する。

- 加算の対象: 入所者だけでよいか。他府県施設の入所者に対する加算は?
- 加算の方法: 何に対して加算か(施設の運営支援・重心障がい者利用支援)
- 加算の額: 報酬体系が示されない中で、県が行っている額と同額の加算が適正か
- 市町の調整: 加算に対する考え方の合意が必要

■「特別加算」長浜市影響額

17, 136千円(現在の加算額による試算)

68千円(1人あたり月額)×21人(びわこ学園利用者数)×12カ月=17,136千円

テーマ3「滋賀県における原子力安全対策について」

※アンケート整理番号7

【提案】
県

原子力安全対策をめぐる国の働きや県における地域防災計画見直しの状況報告と原子力事業者との安全協定への対応について議論いただく。

第10回滋賀県自治創造会議のテーマ(アンケート結果)

団体名	第1優先	第2優先	第3優先
大津市	1	3	2
彦根市	—	—	—
長浜市	3	2	1
近江八幡市	5	1	2
草津市	2	6	7
守山市	1	7	6
栗東市	3	1	—
甲賀市	8	7	—
野洲市	1	3	5
湖南市	1	3	—
高島市	1	2	6
東近江市	1	5	7
米原市	1	2	7
日野町	1	2	7
竜王町	3	7	8
愛荘町	7	3	—
豊郷町	—	—	—
甲良町	7	2	—
多賀町	—	—	—
滋賀県	1	7	2

テーマの整理番号

テーマ	各テーマ毎の回答数			回答数の順位		
				第1優先	第2優先	第3優先
1 関西広域連合	9	2	1	1	4	4
2 H24県予算編成事前協議	1	5	3	4	1	2
3 重症心身障がい児特別加算費	3	4	0	2	2	7
4 都市計画法に基づく開発許可	0	0	0	7	7	7
5 特別支援学級の教員配置	1	1	1	4	5	4
6 琵琶湖環境保全対策	0	1	2	7	5	3
7 県における原子力安全対策	2	4	4	3	2	1
8 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	1	0	1	4	7	4